

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例
(平成24年11月9日京都市条例第24号)(上下水道局技術監理室監理課及び下水道部
計画課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律(平成23年法律第105号)の施行により下水道法の一部が改正され、条
例で定めなければならないこととなった次の事項を定めることとしました。

1 公共下水道の構造に関する技術上の基準

2 終末処理場の維持管理に関する基準

1及び2のいずれについても、現行の下水道法施行令において定める基準と同様の基
準としました。

なお、改正する条例は、京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水
道条例の2条例です。

この条例は、平成24年11月9日から施行することとしました。

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する
条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改
正する条例

(京都市公共下水道事業条例の一部改正)

第1条 京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

	「第2章 排水設備(第2条~第9条)	」	第2
	第3章 公共下水道の管理及び使用(第10条~第14条)		第3
目次中	第4章 使用料(第15条~第22条)	を	第4
	第5章 雑則(第23条~第26条)	」	第5
			第6

章 公共下水道の構造等(第1条の4・第1条の5)

章 排水設備(第2条~第9条)

章 公共下水道の管理及び使用(第10条~第14条) に改める。

章 使用料(第15条~第22条)

章 雑則(第23条~第26条) 」

第5章を第6章とし、第2章から第4章までを1章ずつ繰り下げ、第1章の次に次の
1章を加える。

第2章 公共下水道の構造等

(公共下水道の構造の基準)

第1条の4 下水道法(以下「法」という。)第7条第2項に規定する公共下水道の構造
の技術上の基準は、下水道法施行令(以下「令」という。)第5条の8から第5条の1
1までに定めるところによる。

(終末処理場の維持管理)

第1条の5 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、令第13条各号
に定めるところにより行うものとする。

第11条中「下水道法（以下「」,「」という。）」及び「下水道法施行令（以下「」を削る。

附則に次の2項を加える。

（令の規定の引用に関する経過措置）

5 第1条の4及び第1条の5の規定の適用に関する経過措置は、令及び令の全部又は一部を改正する政令の附則に規定する経過措置の例による。

（検討）

6 本市は、第1条の4又は第1条の5の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

（京都市特定環境保全公共下水道条例の一部改正）

第2条 京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を次のように改正する。

「第2章 排水設備（第4条～第8条）

第3章 特定環境保全公共下水道の管理及び使用（第9条～第14条）

目次中 第4章 使用料等（第15条～第27条）

第5章 雑則（第28条・第29条）

第6章 罰則（第30条）

」

「第2章 特定環境保全公共下水道の構造等（第3条の2・第3条の3）

第3章 排水設備（第4条～第8条）

第4章 特定環境保全公共下水道の管理及び使用（第9条～第14条）

を 第5章 使用料等（第15条～第27条） に改

第6章 雑則（第28条・第29条）

第7章 罰則（第30条）

」

める。

第6章を第7章とし、第2章から第5章までを1章ずつ繰り下げ、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 特定環境保全公共下水道の構造等

（公共下水道の構造の基準）

第3条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、下水道法

施行令(以下「令」という。)第5条の8から第5条の11までに定めるところによる。

(終末処理場の維持管理)

第3条の3 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、令第13条各号に定めるところにより行うものとする。

第10条中「下水道法施行令(以下「」及び「」という。)」を削る。

附則に次の2項を加える。

(令の規定の引用に関する経過措置)

11 第3条の2及び第3条の3の規定の適用に関する経過措置は、令及び令の全部又は一部を改正する政令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

12 本市は、第3条の2又は第3条の3の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(上下水道局技術監理室監理課及び下水道部計画課)